

令和6年1月9日

お客さま各位

## 当座勘定規定の一部改定のお知らせ

平素は当金庫に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「当座勘定規定」を下記のとおり一部改定いたしますので、ご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 改定日

令和6年2月1日（木）

#### 2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）

#### 3. 改定内容

当座勘定規定（一般用）第9条(支払の範囲)第2項及び当座勘定規定（専用約束手形口用）第10条(支払の範囲)第2項に、以下の条項を追加します。

呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。

4. 改定後の規定については令和6年2月1日以降に当金庫ホームページに掲載いたします。

以上